

## 中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会助成金交付規程

### (助成金の目的)

第1条 中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会（以下「本協議会」という。）が、本協議会会則第17条に基づき、ブロック内県パラスポーツ指導者協議会（以下「県協議会」という。）の活動に係る助成金を交付することにより、パラスポーツ指導者（以下「指導者」という。）の資質向上、指導者協議会の活動の活性化及び推進を図ることを目的とする。

### (助成金の交付)

第2条 この助成金については、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「パラスポーツ協会」という。）から各県に本協議会を通して行うもの、及び本協議会独自で別に定め行うものとする。

### (助成対象事業等)

第3条 この助成金による助成対象事業は、別記1から6に定める範囲とする。  
2 助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年2月末日までとする。

### (助成金交付申請書の提出及び申請時期)

第4条 助成金の交付を受けようとする県協議会は、ブロック長に助成金交付申請書（別紙様式①）により申請しなければならない。ただし県活動費については、パラスポーツ協会に登録した指導者数に応じて、別記1のとおり交付するものとする。  
2 交付申請は、前期分は毎年9月30日までに申請を行う。なお、追加申請が生じた場合は、後期分は原則2月末日までに行うものとする。

### (交付の決定)

第5条 ブロック長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出を受けたときは、事業内容及び助成額を確認した上、決定し助成金交付決定書（別紙様式②）を助成対象県協議会に通知し、指定口座に入金するものとする。

### (助成対象事業の遂行)

第6条 前条第5号で決定した助成対象事業を行う県協議会は、交付決定内容に従い、事業の推進に努めなければならない。

### (計画の変更及び中止)

第7条 助成事業を行う県協議会は、助成事業及び経費の変更、計画を中止する場合は、計画変更及び中止申請書（別紙様式③）を速やかにブロック長に提出し、年度末の精算時に計画及び中止に伴う該当金額を返金しなければならない。

### (報告及び精算)

第8条 助成事業を行う県協議会は、助成事業を対象年度末決算とし、事業報告及び収支報告書を提出しなければならない。  
2 助成事業を行う県協議会は、助成事業に関する証拠書類を事業年度の翌年から5年間保管し、本協議会から提出を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。

(事業の取り消し)

第9条 ブロック長は、次の各号に該当する場合は、第5条で受け付けた助成対象事業に関して、事業の取り消しを命じ、助成金を返還しなければならない。

- (1) 助成事業を行う県協議会が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。
- (2) 助成事業を行う県協議会が助成事業に関して不正、怠惰その他不適切な行為をした場合。
- (3) 助成事業を行う県協議会がその他この規程に違反した場合。

(助成金の返還)

第10条 ブロック長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対して期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、助成金の交付に関し必要事項は別に定める。

付則

- 1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 この規定は、令和4年6月27日より一部改正
- 3 この規定は、令和5年4月1日より一部改正

#### 別記1 協議会活動費

1. 助成対象の事業  
県協議会が行う活動事業。
2. 助成対象者  
県協議会。
3. 助成対象経費  
県協議会の活動に要する諸謝金、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、その他事業実施に直接必要な経費。
4. 助成金額  
パラスポーツ協会から「協議会活動費助成事業（パラスポーツ指導者協議会助成金交付要綱による）」により本協議会に助成される助成金から各県の指導者登録数に800円を乗じた額を年間2回（当該年度の7月末までの登録者数と8月～12月までに新たに年度登録された新規登録者・復権等登録者数）に分けて助成する。

#### 別記2 専門部会活動費

1. 助成対象事業  
県協議会の研修部会、情報部会、指導部会、トレーナー部会、クラス分け部会が行う会議等開催事業。
2. 助成事業対象者  
県協議会専門部会。
3. 助成対象経費  
旅費、賃借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会議費、雑役務費など。
4. 助成金額  
県協議会からの申請により、事業部会×10,000円を上限として助成する。会議等の開催概要、参加者名簿、会議等の内容報告の提出が必要。

#### 別記3 地域特別研修会助成金

1. 助成対象事業  
県協議会及びブロック内の指導者の資質の向上のための研修会等開催事業。
2. 助成事業対象者  
県協議会。
3. 助成対象経費  
研修会等に要する諸謝金、旅費、賃金、賃借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会議費、雑役務費、その他事業実施に直接必要な経費。
4. 助成金の限度額  
各県からの申請により、原則として1県1回の開催に対して40,000円を限度額とする。  
研修会の開催概要、参加者名簿、支出においての領収証の提出が必要。

#### 別記4 事務局補助費

1. 助成対象事業  
各県協議会の事務局運営事業。
2. 助成対象者  
各県協議会。
3. 助成対象経費  
各県協議会の事務局に要する経費。
4. 助成金の限度額  
年1回、1県に対して10,000円を助成金の限度額とする。

#### 別記5 四協議会出席旅費補助費

##### 1. 対象事業

パラスポーツ協会が年1回主催する四協議会（スポーツ協会協議会、スポーツ競技団体協議会、パラスポーツ指導者協議会、障害者スポーツセンター協議会）に出席する県協議会代表者の旅費補助事業。

##### 2. 助成対象者

四協議会に参加する県協議会。

##### 3. 助成対象経費

四協議会に出席する県協議会代表者の旅費、宿泊費等。

##### 4. 補助費の限度額

原則として各県協議会1名の代表者に対して、50,000円を補助費の限度額と額とした申請に対し支給する。

#### 別記6 特別補助費

##### 1. 助成対象事業

ブロック長が、当該年度の社会情勢により、補助の必要があると判断した時に、役員会に提案し、了承された場合に行う事業とする。

##### 2. 助成対象者

県協議会。

##### 3. 助成対象経費及び補助費の限度額

当該年度の社会情勢により、ブロック長が提案し役員会で認められた事業経費及び金額とする。

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会  
ブロック長 小田 智佳 様

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会助成金  
交付申請書

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会助成金交付規程第4条による助成金として、下記の金額を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

協議会名または部会名	
担当者名	

助成対象事業（申請する助成金について記入してください。）

<input type="checkbox"/> 専門部会活動費	円
<input type="checkbox"/> 地域特別研修会助成金	円
<input type="checkbox"/> 四協議会出席旅費補助費	円
<input type="checkbox"/> 特別補助費	円
<input type="checkbox"/> ブロック研修費	円
<b>交付申請額合計</b>	<b>0</b> 円

以上

〇〇県  
長 〇〇 〇〇 様

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会  
ブロック長 小田 智佳

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会助成金  
交付決定書

令和〇年〇月〇日付で申請のあった標記助成金について、中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会助成金交付規程第5条により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付決定合計額	0 円
---------	-----

助成対象事業

<input type="checkbox"/> 専門部会活動費	円
<input type="checkbox"/> 地域特別研修会助成金	円
<input type="checkbox"/> 四協議会出席旅費補助費	円
<input type="checkbox"/> 特別補助費	円
<input type="checkbox"/> ブロック研修費	円

振込情報

銀行名	
支店名	
種 別	
番 号	
名 義	
振込予定日	年 月 日予定

以上

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会  
ブロック長 小田 智佳 様

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会助成金  
計画変更及び中止申請書

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会助成金交付規程第7条による助成金について、下記のとおり変更及び中止を申請します。

記

協議会名または部会名	
担当者名	

変更及び中止内容

事業名	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
交付決定額	円
変更後額	円
返金額	円
理由	

以上